監査委員告示第５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条の規定に基づく監査結果の公表について

令和８年６月１２日

木津川市監査委員　西井　　正
木津川市監査委員　倉　　克伊

定期監査結果について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定により、同条第１項及び第２項に規定する事務の監査を実施したので、同条第９項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

１　監査執行年月日　令和８年３月２７日（金）　午前１１時００分から

２　監査対象部局及び監査対象

健康福祉部　社会福祉課・福祉総合相談室

（１）社会福祉団体への補助金の見直し状況について

（２）共同浴場いずみ湯・やすらぎ湯の運営について

（３）福祉総合相談室の業務及び自殺対策計画の取組み状況について

健康福祉部　くらしサポート課

（１）生活保護扶助費の支給状況について

（２）生活保護扶助に係る返還金債権の徴収状況について

（３）生活困窮者自立支援事業及び就労支援の状況について

（４）ひきこもり相談窓口設置に伴う相談支援の状況について

健康福祉部　高齢介護課

（１）高齢者健康増進・移動支援モデル事業（ちょこっとながも）の運営状況について

（２）介護予防と配食サービスの取組状況及び成果について

（３）緊急時通報システム事業の状況について

（４）敬老会代替事業の状況について

健康福祉部　健康推進課

（１）予防接種事業について

（２）総合がん検診事業について

（３）相楽休日応急診療所の負担金について

（４）若年がん患者在宅療養支援事業及びアピアランスケア支援事業の状況について

３　監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4　監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

（別　紙）

健康福祉部

【社会福祉課】

【福祉総合相談室】

監査結果報告に添える意見として、社会福祉団体に対する補助金の交付については、「木津川市補助金等交付ガイドライン」に基づき、適正な事務執行に努められたい。特に、対象団体の活動状況を把握し、対象経費等を精査し、補助金交付ガイドラインに基づく要綱整備等を進められたい。

共同浴場運営に関しては、施設が老朽化し多くの修繕等が発生している中、それぞれの施設の費用対効果を分析し、今後の施設の方向性や事業の在り方について検討を進められたい。

自殺対策計画については、各課での取り組みに関して、連携や情報を共有し、今後も計画を進められたい。

【くらしサポート課】

監査結果報告に添える意見として、生活保護や保護法に準じた扶助費支給の対象者の決定にあたっては、資格確認を行い、適正な保護費支給となるよう努められたい。

扶助費の返還金については、対象者に対して徴収折衝を適切に行い、安易な時効消滅とならないように努められるとともに、徴収に係る会計処理については、適正に行われたい。

【高齢介護課】

監査結果報告に添える意見として、移動支援モデル事業（ちょこっとながも）については、有償運行の実施にあたり、費用対効果の観点からも、利用促進のための周知に努めるとともに、地域の高齢化と移動手段に関する分析を進め、今後の事業の在り方を検討されたい。

介護予防に関する各種取り組みについては、高齢者の健康増進や地域の交流に繋がるよう周知を進め、事業の充実を図られたい。

【健康推進課】

監査結果報告に添える意見として、予防接種事業や総合がん検診事業については、健康の保持増進や病気・がんの重症化重篤化を防ぐためにも、利用勧奨の取り組みに努め、接種率や受診率の向上を図られたい。

以　　上。